

総合研究大学院大学「人を対象とする研究」倫理審査委員会 委員名簿

R8.4.1現在

氏 名	所属・職名	委員	任期 ※旧委員会委員の期間を含む	備考
颯田 葉子	統合進化科学研究センター・教授	第1号委員	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日	委員長
大槻 久	統合進化科学研究センター・教授	第1号委員	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日	副委員長
田辺 秀之	統合進化科学研究センター・准教授	第1号委員	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	
飯田香穂里	統合進化科学研究センター・准教授	第2号委員	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日	
猪鼻 真裕	統合進化科学研究センター・助教	第2号委員	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日	
入江 直樹	統合進化科学研究センター・教授	第3号委員	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日	
田嶋 敦	金沢大学医薬保健研究域医学系・教授	第3号委員	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	
勝島 次郎	生命倫理政策研究会・共同代表	第4号委員	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日	
洪 賢秀	明治学院大学社会学部附属研究所 研究員 成育医療研究センター 医事法制研究部 研究員	第4号委員	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日	
森 裕美子	理科ハウス・館長	第5号委員	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	
矢嶋 信幸	教育自然学研究会	第5号委員	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	

※総合研究大学院大学「人を対象とする研究」倫理審査委員会規程（抜粋）

（組織）

第4条 委員会は、学長が指名又は委嘱する次の各号に掲げる委員をもって組織し、本学に所属しない者（以下「学外委員」という。）2人以上並びに男性及び女性各2人以上を含まなければならない。

なお、第3号から第5号までに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。

- 一 自然科学分野の統合進化科学研究センターの教員 2人以上
- 二 人文・社会科学分野の統合進化科学研究センターの教員 2人以上
- 三 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者 1人以上
- 四 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者 1人以上
- 五 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者 1人以上
- 六 その他学長が必要と認めた者 若干人

2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の

残任期間とする。

（委員会の運営）

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によって決定する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会に副委員長を置くことができる。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 （略）。

（議事）

第6条 委員会は、第4条第1項第3号から第5号に掲げる各1名以上の委員が出席し、かつ学外委員2名以上及び男女両性を含む5名以上の出席しなければ議事を開き、議決することができない。

（議決）

第7条 委員会の議事は、全会一致をもって決定するように努めなければならない。ただし、全会一致による決定が著しく困難な場合は、委員長を除く出席委員による採決で決定することができるものとする。さらに採決で同数の場合は、委員長の意見により決定するものとする。

2 委員が関係する「人を対象とする研究」の研究計画に係る審査及び議決については、当該委員は参加することはできない。この場合、当該委員は前項の出席委員に含めないものとする。